

令和6年 第4回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年 4月30日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正
5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司
5番 小原 拓也 6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸

4. 欠席委員
農地利用最適化推進委員 1名
8番 永友 定己

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第25号 高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 金城 朋子 主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和6年第4回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の8番永友定己推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番橋口昌央委員、2番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日4月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。4月の業務報告についてになります。

1日に、辞令交付式が行われております。今回は職員の異動はございませんでした。

3日に、「児湯地域担い手総合支援協議会事務局会」と「JA児湯管内総合農政推進協議会幹事会」が行われております。

8日に、「宮崎県農業会議の巡回」が行われております。

10日に、「児湯地域担い手総合支援協議会監査」を行っております。

12日に、「町議会臨時会」が開催されています。

16日に、「農地売買に関する協議」を農業政策課と共に行っております。

今後、農地中間関係で、全地区のアンケートを送付しておりますので、問い合わせ等もかなり出てきております。今から委員の皆さんには「協議の場」として、前回みていただいた分をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

同じく16日に、「高鍋町認定農業者協議会総会」が開催をされまして、会長が出席をしております。

17日に、「農地中間管理事業担当者説明会」と「農地売買事業担当者説明会」をWebにて行われております。

23日に「地域計画に係る農業政策課との協議」を行っております。

先ほど話した部分が、ここにかかってくるようになります。

26日に、「行政事務連絡員会」が開催をされております。

4月の総会関係になります。今月3条・4条・5条案件がございませんので、現地調査はまとめては行っておりません。本日30日が総会となっております。

続いて、5月の業務計画です。

8日に、「高鍋町環境保全型農業推進協議会総会」が行われます。

13日に、「農業者年金業務担当者会」が、同じく13日に、「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会総会」が都農町で行われます。

16日に、「市町村農業委員会事務局長会議」が行われます。

21日に、「情報提供事業（新聞・図書）担当者会議」があります。

23日、「児湯農業改良普及事業推進協議会幹事会」があります。

29日と30日で、「全国農業委員会会長大会」が東京都で開催され、会長出席の予定となっております。

31日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会総会」があります。

5月の総会関係でございますが、22日に現地調査、28日が総会の予定となっております。

総会終了後に、県の農業振興公社によります事業説明等が行われますので、よろしく願いいたします。以上です。

[事務局]

3 ページを御覧ください。県進達経過報告を申し上げます。

3月28日総会承認分です。農地法第4条、〇〇〇〇さんの貸駐車場敷地の件は、4月23日付けで許可となっています。

農地法第5条、〇〇〇〇さんの住宅敷地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの住宅兼倉庫敷地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅敷地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの農業用倉庫及び通路と農家住宅兼作業場敷地の件も、4月23日付けで許可となっております。以上です。

4 ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」については、

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 802㎡ ほか3筆 計 3,877㎡

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの相続の届け出が1件でございます。

議案第24号に関連しております。御確認ください。

5 ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による通知について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑

ほか3筆 計9,547㎡

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 4,184㎡

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

本日の議案第24号に関連しております。

引き続き、6ページをお開きください。

「農地法第3条による使用貸借の合意解約届出書について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑

ほか1筆 計18,190㎡

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

本日の議案第24号に関連しております。以上です。

7ページをご覧ください。

「農地の時効取得に関する通知について」です。

大字〇〇字〇〇****番、****番、****番*については、〇〇〇〇さんが取得されました。

〇〇〇〇さんに、取得の経緯を確認しております。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから7ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

[議長]

日程番号4、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から16番まで、16件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか3筆 計5,405㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

3番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇から150m南へ進み、十字路を右折し50mほど進んだ右側に1ヶ所と、十字路を左折して10mほど進んだ左側に2ヶ所と、その農地の道路を挟んだ左斜めに1ヶ所あります。

現地を確認したところ、田植えが終わっていました。

〇〇〇〇さんは、白菜・キャベツ・水稻などを生産される認定農業者です。

借賃は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年ということです。以上です。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 2,140㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

3 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇を南へ 1 5 0 m 進んで、十字路を左折し、すぐ左側の農地です。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、大根・キャベツ・米等を生産される新規認定農業者です。借賃は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円で、期間は 5 年ということです。以上です。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 5 筆 計 1 0, 6 1 7 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

3 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇の南西に設置してある〇〇を囲むように位置する 6 つの農地です。

現地を確認したところ、〇〇の北側は耕運してあり、南側は〇〇状態でした。

〇〇〇〇さんは、加工馬鈴薯・飼料作物を生産される認定農業者です。
借賃は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は2年ということです。以上です。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか2筆 計3,621㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番、説明いたします。〇〇〇〇さんから公社を介して、〇〇〇〇さんへの使用貸借の契約です。

〇〇〇〇さんは、・ほうれん草・水稻等を生産される認定農業者です。

申請地は、県道の〇〇から東の方に50m行ったところに、〇〇川に架かる〇〇橋があります。そこから東から南に2mくらいの農道があります。そのこの出口が〇〇公民館に出ていきます。そのちょうど中間あたりの3筆の水田です。㎡数が総計で3筆あって、3,621㎡です。

期間は1年で、荒れていたなので賃料は〇〇〇〇円です。以上です。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10ページになります。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか3筆 計3,877㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

2番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による
利用権設定です。賃貸借契約です。

申請地は、〇〇にある〇〇のところの交差点の右側に見える田になります。
道路沿いに固まって、4筆があります。

2筆については、1枚になっておりました。

道路の入口の田と、次の2筆が1枚になった田に稲が植えてあり、奥の方は
代掻きがされておりました。

10a辺り賃借料は〇〇〇〇円で、期間は2年間ということです。以上で
す。

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 369㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員 2 番]

2 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による
利用権設定です

申請地は、国道 10 号線の〇〇手前の交差点を 50 m 進みますと、十字路を
右に 150 m 行きます。

L 字になっていますので、右奥に 10 号線沿いに現地があります。

〇〇〇〇さんは、キャベツ・白菜・水稲などを栽培されております。

現地は未相続農地です。

10 a 辺り賃借料は〇〇〇〇円で、期間は 10 年間です。以上です。

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 1 筆 計 18, 190 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

2 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による利
用権設定です。使用貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ・白菜・お茶などを生産される認定農業者です。

申請地は、〇〇の交差点を右に曲がり、すぐ〇〇の方へ坂を上りますと、畑
台地の直線を進みます。左手に〇〇の一軒家があります。過ぎたところの十字
路を右に曲がり、約 1 キロ進んだ十字路にある畑です。手前の畑はきれいに耕
運されていて、奥にある畑については、部分的にキャベツの苗が植えてある状
態でした。左側奥には〇〇の工場があります。

対価についてはございません。期間は10年間とのことです。以上です。

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 6, 511㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

2番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さん本人への農地中間によるA to Aの使用貸借権の設定です。

先ほども申しましたが、野菜・お茶などを生産される認定農業者です。

申請地は、先ほど説明いたしました〇〇〇〇さんの畑の隣になります。

きれいに耕運されておりました。

対価はございません。

期間は10年間とのことです。以上です。

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか5筆 計19, 492㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの農地中間事業での
利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から右斜めに入っていく道がありまして、そこから
4、500mほど行った一帯の農地です。

〇〇〇〇さんは、加工馬鈴薯、飼料作物等を生産される認定農業者です。

賃料は〇〇〇〇円となっておりますが、〇〇〇〇円については、今後農地に
肥料等を入れて、整備していくための勘定した設定となっております。

期間は3年間です。以上です。

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 計22,861㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による
利用権設定です。賃貸借契約です。

申請地は、〇〇坂を上って4キロくらい行ったら、左手に〇〇のある自宅を
右折して、1キロくらい道なりに行ったら、茶畑の隣にある畑です。

現地は牧草らしきものが、生えていました。

〇〇〇〇さんは〇〇町の方で、飼料作物を生産されています。

1反当たり、賃借料は〇〇〇〇円で期間は3年間となっています。
以上です。

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 計2, 558㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの農地中間による
利用権設定です。賃貸借契約です。

申請地は、〇〇公民館から東に2キロくらい行くと高速が通っている橋を
潜った右手2枚の農地になります。甘藷が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、馬鈴薯、甘藷を生産される認定農業者です。

1反当たり、〇〇〇〇円が賃借料となっており、期間は5年となります。
以上です。

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 計1, 961㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

1 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの中間管理機構を使つての利用権貸借です。未相続農地となっております。

申請地は、〇〇の 10 号線の〇〇交差点を 50 m ほど進むと、左に入る農道がございます。そこを 200 m ほど行った左側に、ちょっと中に入るんですけども、2 筆ともございます。

現状は、早期水稻が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心にキャベツ・白菜・早期水稻を生産される認定農業者でございます。

期間は 10 年で、10 a 当たり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

13 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか 1 筆 計 892 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

こちら未相続農地となっております。

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの中間管理機構を使つて

の利用権貸借です。

申請地は、10号線の〇〇にある〇〇の裏側、西側になるんですけども、それを南西側に直線で100mほど行くと農道がございます。その両隣に2筆ともございます。現状は、早期水稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細については、先ほど説明しましたので省きたいと思いません。

期間は10年で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。14ページになります。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか1筆 計 9,368㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明いたします。

こちら未相続農地となっております。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は、この資料の〇〇の〇〇の****番については、〇〇にある〇〇から西へ250mほど行った右側の道沿いがございます。

現状は、キャベツを収穫して、耕運された後のごさいました。

また、〇〇の****番*は、そこから400mほど、また西の方に進んでいった左側の道沿いにごさいました。

ここも同じように、収穫後、耕運されているように思いました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜のキャベツなどを栽培される農業従事者でございます。

期間は2年で、10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか3筆 計 15,287㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの中間管理機構を使つての利用権貸借でございます。

申請地は、この資料の大字〇〇の〇〇****番。先ほど****番とありましたが、先ほど説明したところのすぐ隣になるんですけども、〇〇から200mほど行ったところの右側の道路沿いに行きました。

ここは、キャベツがきれいに植わってありました。

そこから、西へ100mくらい行くと、農道交差点があるんですけども、そこを左の方に200mほど行って、右に50mほど行った左側、道路沿いに残りの〇〇の3筆が行きました。

こちらは、キャベツが収穫されて、耕運されているような状態になっていました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心にキャベツなどを栽培される認定農業者で

ございます。

期間は10年で、賃借料は本人ですのでございません。以上です。

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 184㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの中間管理機構を使つての利用権貸借です。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟でございます。

申請地は、〇〇入口前の道路を挟んで、その前に農道があるんですけども、その農道を道なりに600mほど行った左の道沿いに申請地はございました。

現状はキャベツが植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は先ほど説明しましたので、省きたいと思います。

期間は10年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局・担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

[5番]

はい。

[議長]

どうぞ。

[5番]

単純な疑問なんですけど。

8番と15番の本人から本人の中間を介した使用権の貸借の設定は、どういう理由があるんですか。

[事務局]

今、〇〇が行っている感じの基盤整備が入ったときの条件として、農地中間を介して、集約率の関係がありまして、A to Aとか本人だったりとかして、農地中間の契約が必要なものになってくるので、ここにあげております。

[5番]

はい。わかりました。

[事務局]

去年までの法改正前は、ここはうちから農地中間管理機構にまでしか、議案に出さないの、そこから先は同じA to Aでも見えませんでした。今回のような資料になると、そこまで見えるから「あれ？」と思うようなことにはなってますけど、以前からもずっとあっているタイプのものです。

[議長]

その他、何か質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から16番まで、16件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から16番まで、16件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から16番まで、16件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号5、議案第25号「高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16ページをお開きください。

議案第25号「高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」説明いたします。

令和6年4月17日に、永友定己推進委員から一身上の都合により、会長宛に辞任願が提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とあります。

なお、永友推進委員におかれましては、病気療養中とのことでありまして、健康上の理由は、正当な事由と判断して差し支えないと思われま

す。この規定により、本総会の議決をもって、農業委員会の同意を得るために提案をするものでございます。

本総会で同意が得られた場合は、永友推進委員は本日付けで退任ということになります。

以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり同意することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和6年第4回高鍋町農業委員会総会を閉会いたしま

す。

(閉会 1 4 時 4 4 分)